

市民福祉部
社会福祉課

福祉臨時特別給付金室を設置します

直通 055-934-4863

■要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり 10 万円の支給が予定されています。

沼津市では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（仮称）の支給に、迅速かつ万全な体制で対応するため、令和4年1月1日に「福祉臨時特別給付金室」を設置します。

■概 要

- 1 名 称 福祉臨時特別給付金室
- 2 位置付け 市民福祉部 福祉事務所内に室を新設
- 3 人員体制 12名
- 4 業務内容 下記、①、②の世帯主に対する「住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金（仮称）」の支給事務
 - ①令和3年度住民税非課税世帯の世帯主（課税者の扶養親族等のみでなる世帯を除く）
 - ②令和3年1月以降新型コロナウイルス感染症による家計急変により、①と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主
- 5 対 象 約 20,000 世帯（住民税非課税世帯分）
なお、家計急変については、申請による。
- 6 制度についてのお問い合わせ先
内閣府コールセンター
フリーダイヤル番号：0120-526-145
受付時間：午前9時から午後8時（土日祝を含む、12月29日から1月3日休み）

※今後、支給方法や時期などについて、国から詳細が示され次第、ホームページ等でご案内します。